

標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務

公募型プロポーザル仕様書

1. 業務名称

標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務

2. 履行期間

契約締結の日から2026年（令和8年）9月30日まで

3. 契約上限額

24,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

4. 建設予定地

標津郡標津町南3条西4丁目1番1号、2号、4号

5. 事業・業務の趣旨

標津文教施設等整備事業（以下、「本事業」という。）は、「標津町教育施設整備計画」及び「標津町学校施設長寿命化計画」に基づき、総合体育館・町営プール・標津小学校・標津中学校・学校給食センター・児童館を優先して施設整備すべき教育関連施設と位置付けている。これら老朽化施設をあらゆる世代が集い、学び、安心安全の新たな拠点として、防災拠点としての役割も兼ねた新複合施設の建設を総合的に行う事業である。

標津文教施設等整備事業 基本構想・基本計画策定支援委託業務（以下、「本業務」という。）は、新施設建設の妥当性を含め、新複合施設の配置位置や施設規模を決定するために必要となる要因の整理及び各施設・室の配置案を高い精度で検証し、新複合施設の配置位置や施設規模を正確に把握するものである。また、本事業の基本設計の前段階にあたる業務であり、本事業を実施する根幹となる部分である。そのため、町の目指すべき姿の達成に向け、町の方向性や理念を理解した上で、現況調査、町民ニーズの把握検証を行い、時代に即した施策展開による戦略的かつ計画的な実施が可能となるよう、豊富な経験と高い専門性を有する事業者により専門的な支援を得ることで、効率的かつ円滑で確実に実施することが重要である。

新複合施設については、義務教育学校開校を視野に検討しているほか、防災拠点としての役割も兼ねていることから、義務教育学校開校に向けた要件整理や避難所施設としての条件整理、アクセス方法等の効率も含めて複数の計画案を作成し、委託業務期間内を目処

に、最適な新複合施設の配置位置や施設規模を本町が決定できるよう十分に検証すること。

6. 本業務の内容

令和6年度より設置している標津町小中学校体育施設整備検討委員会や各専門部会から出された意見や、必要に応じて町民アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどを実施・分析し、標津町の魅力や良さを活かしつつ、施設一体型の義務教育学校、総合体育館、プール、給食センター、児童館の建設に向けた課題等を洗い出し、基本構想及び基本計画を策定すること。

(1) 基本構想の策定

- ・ 基本理念及び基本方針
- ・ 複合施設のコンセプト
- ・ 施設内容、施設規模の設定
- ・ 法的条件整理
- ・ 整備時期の想定
- ・ 新施設建設後の跡地活用の検討

(2) 基本計画の策定

- ・ 複合施設の整備方針
- ・ 施設計画、敷地計画
- ・ 構造計画、設備計画
- ・ ゾーニング
- ・ 複合施設の利用イメージ
- ・ 防災拠点としての施設利活用イメージ
- ・ 義務教育学校の要件整理
- ・ 建設予定地の妥当性整理
- ・ 諸室等の条件整理（必要諸室、利用人数、利用形態、階数、平米数等）
- ・ 配慮事項の整理
- ・ 事業手法の整理
- ・ 事業計画、事業スケジュール

- ・事業費概算（敷地造成含み、工種、科目別による積み上げ）
- ・活用できる国庫補助等の整理

(3) 計画作成のための準備（住民意見等の把握）

①標津町小中学校体育施設整備検討委員会等の運営に係る資料の作成や当日の運営、事後の取りまとめ等の事務局補助を行う。

②町民アンケート等の分析・把握

③町民説明会の実施支援

計画策定時に想定している町民説明会等で使用する資料作成を支援する。

④パブリックコメントの実施支援

基本構想・基本計画案のパブリックコメントの実施を支援する。

7. 各施設の現状と課題

標津町学校施設長寿命化計画、標津町教育施設整備計画抜粋

※上記2計画の資料については、提案書提出要請時に情報提供する。

(1) 各施設の現状は次のとおり

施設名	建物名	構造	階数	建築年数	延床面積(m ²)	耐震基準	耐震診断	耐震改修
標津小学校	校舎	RC・S	2	S44~	3,450	旧	済	済
	体育館	S	2	S46	630	旧	済	済
標津中学校	校舎	RC・S	2	S44~	2,717	旧	済	済
	体育館	S	2	S62	1,074	新	-	-
総合体育館	管理棟	RC	2	S44	765	旧	済	-
	アリーナ棟	RC	2	S51	1,568	旧	済	-
町営プール	プール	S	1	S55	944	旧	-	-
給食センター		RC	1	H5	515	新	-	-
キラリ児童館		S	1	H12	406	新	-	-

(2) 標津小・中学校児童生徒数及び学級数（令和7年6月1日現在）

名称	児童・生徒数		計	学級数		計
	通常学級	特別支援		普通学級	特別支援	
標津小学校	114	50	164	6	9	15
標津中学校	74	10	84	3	2	5

(3) 教育施設全体の運営状況・活用状況等の実態を踏まえた課題は、以下のとおり

- ・人口減少、少子高齢化の進展により利用者が減少している一方、新しい施設が建設されても、機能分担が上手く行われていない状況にある。今後は適正な規模・使いやすい施設整備を目指す必要がある。
- ・施設関連経費の経済的な支出は大きく、特に光熱水費、委託費の支出が多くなっている。計画的な運用と削減への検討が必要。
- ・築後長い年月が経過した施設の割合が高く、それらの改築に加え、比較的築後年数が浅い施設の大規模改修が時期的に重複するなど、短期間に膨大な更新・維持コストが集中して必要となることが予想される。

8. 納品等

(1) 成果品は、次のとおりとする

- ①基本構想・基本計画：冊子10冊
- ②基本構想・基本計画 概要版：電子媒体のみ
- ③業務報告書：1部
- ④電子媒体：CD-R、DVD等※PDF及び加工可能なデータ（Word、Excel等）
- ⑤その他、標津町が指示するもの

(2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表することとなるため、平易な表現で図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

9. 留意事項

- ①受託者は、教育施設建設並びに公共施設建設について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに自社の社員の中から本業務の責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、委託者に報告すること。
- ②本仕様書に記載のない事項については、双方協議により決めるものとする。
- ③受託者は、本業務にて知り得た情報について、標津町の許可なく第三者に流布することのないようにすること。
- ④本業務に必要な分析等の資材や器具及び消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- ⑤受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報、法人情報について、委託者に情報提供することを事前に説明し、同意を得ること。また、取得した個人情報・法人情報は標津町に帰属するものとし、標津町個人情報保護法施行条例を踏まえて適正に

管理すること。なお、収集した個人情報・法人情報は契約期間満了後、委託者に移管すること。

- ⑥委託期間終了等により委託者及び委託者が指定したものに業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。